

広島県告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年一月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

三原市高坂町許山字仏通寺山・小坂町字稗畠山・東広島市黒瀬町・府中市荒谷町字火呑山・福山市芦田町大字柞磨字阿勢平山・字坊原山・熊野町字光林寺奥山・新市町大字金丸字火呑山（以上四市国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字仏通寺山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
村森林整備計画は、次のとおりとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）